

議案第三十一号

三朝町温泉配湯事業財政調整基金条例の設定について

次のとおり三朝町温泉配湯事業財政調整基金条例を設定することについて、地方自治法  
(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年三月十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町温泉配湯事業財政調整基金条例

(設置)

第一条 三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資するため、三朝町温泉配湯事業財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第五条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号の一に該当する場合に、その全部又は一部を処分することができる。

- 一 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。
- 二 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。
- 三 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。